

（兼営の認可の申請等）

第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第一条第一項の規定による信託業務（法第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）の兼営の認可を受けようとする金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）は、取締役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事）全員が署名した認可申請書に、業務の種類及び方法を記載した書面（以下「業務の種類及び方法書」という。）のほか、次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三 （略）

四 株主総会（令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、総会又は総代会）の議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面）又は創立総会の議事録（会社法の規定により創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面）

五 信託業務開始後三事業年度における収支の見込みを記載した書類

六 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、最終の剰余金処分案又は損失処理案）及びこれらに関連する注記

七 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事及び監事）の履歴書

八 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該法人の沿革を記載した書面）

九～十二 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定による認可の申請が申請時に営業又は事業を行っている金

（兼営の認可の申請等）

第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第一条第一項の規定による信託業務（法第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）の兼営の認可を受けようとする金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）は、取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事）全員が署名した認可申請書に、業務の種類及び方法を記載した書面（以下「業務の種類及び方法書」という。）のほか、次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三 （略）

四 株主総会（令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、総会又は総代会）の議事録（商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面）又は創立総会の議事録

五 信託業務開始後三営業年度における収支の見込みを記載した書類

六 最終の貸借対照表及び損益計算書

七 最終の利益処分計算書又は損失処理計算書（令第二条第三号から第五号まで及び第十号から第十二号までに掲げる金融機関にあつては、最終の剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、同条第六号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、最終の剰余金処分案又は損失処理案）

八 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事及び監事）の履歴書

九～十二 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定による認可の申請が申請時に営業を行っている金融機関か

融機関からあつたときは、次に掲げる事項に配慮して法第一条第三項に規定する審査をするものとする。

一・二 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による認可の申請が前項に規定する金融機関以外の金融機関からあつたときは、次に掲げる事項に配慮して法第一条第三項に規定する審査をするものとする。

一 申請者の資本の額又は出資の総額が、その営もうとする信託業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二 事業開始後三事業年度を経過するまでの間に申請者の一の事業年度における当期利益が見込まれること。

三 申請者の自己資本の充実の状況が事業開始後三事業年度を経過するまでの間に適当となることが見込まれること。

四 (略)

(業務の種類及び方法)

第四条 (略)

2 前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一〇九 (略)

十 特定出資(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第六項に規定する特定出資をいう。)

十一・十二 (略)

(営業保証金の供託の届出等)

第五条 法第四条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律第五十四号)第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第一号により作成した営業保証金供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

2・3 (略)

(営業保証金に代わる契約の締結の届出等)

第六条 (略)

3 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該承認の申請をした

らあつたときは、次に掲げる事項に配慮して法第一条第三項に規定する審査をするものとする。

一・二 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による認可の申請が前項に規定する金融機関以外の金融機関からあつたときは、次に掲げる事項に配慮して法第一条第三項に規定する審査をするものとする。

一 申請者の資本の額が、その営もうとする信託業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二 営業開始後三営業年度を経過するまでの間に申請者の一の営業年度における当期利益が見込まれること。

三 申請者の自己資本の充実の状況が営業開始後三営業年度を経過するまでの間に適当となることが見込まれること。

四 (略)

(業務の種類及び方法)

第四条 (略)

2 前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一〇九 (略)

十 特定持分(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第六条に規定する特定持分をいう。)

十一・十二 (略)

(営業保証金の供託の届出等)

第五条 法第四条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律第五十四号)第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第七号により作成した営業保証金供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

2・3 (略)

(営業保証金に代わる契約の締結の届出等)

第六条 (略)

3 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該承認の申請をした

信託業務を営む金融機関が営業保証金に代わる契約を変更し、又は解除することが受益者の保護に欠けるおそれがないものであるかどうかを審査するものとする。

4 (略)

5 令第五条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項

に規定する協同組織金融機関

(削る)

(削る)

(削る)

(営業保証金の追加供託の起算日)

第七条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 三 (略)

四 令第六条の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合信託業務を営む金融機関が信託兼営金融機関営業保証金規則第十二条第四項の供託通知書の送付を受けた日

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第八条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 政府保証債券(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同じ。)

四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

信託業務を営む金融機関が営業保証金に代わる契約を変更し、又は解除することが受益者の保護に欠けるおそれがないものであるかどうかを審査するものとする。

4 (略)

5 令第五条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四条の免許を受けた信用金庫連合会

四 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三条第二号に規定する信用協同組合及び同条第三号に規定する協同組合連合会で同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第六条の免許を受けた労働金庫及び労働金庫連合会

(営業保証金の追加供託の起算日)

第七条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 三 (略)

四 令第六条の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合信託業務を営む金融機関が信託兼営金融機関営業保証金規則第十二条第二項の供託通知書の送付を受けた日

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第八条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 政府保証債券

四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第九條 法第四條第一項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

一 国債証券 額面金額(その権利の帰属が仕債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。)

二(四) (略)

2・3 (略)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第十二條 法第四條第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(四) (略)

五 資産の流動化に関する法律第二百二十三條に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者に対して同法第二百二十六條第一項各号及び資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十八号)第百三十二條第三号から第二十一号までに掲げる事項の説明を行った場合

六 (略)

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第十三條 法第四條第一項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(三) (略)

四 資産の流動化に関する法律第二百二十三條に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者に対して同法第二百三十四條第一項に規定する受益証券を交付した場合

五 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十五條 (略)

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一(三) (略)

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後にを行った日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日

第九條 法第四條第一項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

一 国債証券 額面金額

二(四) (略)

2・3 (略)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第十二條 法第四條第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(四) (略)

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第百六十二條に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者に対して同法第百六十五條第一項各号及び資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十八号)第百六十四條第三号から第二十一号までに掲げる事項の説明を行った場合

六 (略)

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第十三條 法第四條第一項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(三) (略)

四 資産の流動化に関する法律第百六十二條に規定する特定目的信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者に対して同法第百七十三條第一項に規定する受益証券を交付した場合

五 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十五條 (略)

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一(三) (略)

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後にを行った日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日

までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を画面により交付する場合、委託者の承諾(令第八条第一項に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

五 (略)

3 (略)

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第十九条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜七 (略)

八 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関として信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二十三条第一項に規定する企業型記録関連連運管理機関等に対し、当該企業型記録関連連運管理機関等が同法第二十七条の通知をするために必要な情報を提供している場合

(信託財産に係る行為準則)

第二十二条 (略)

2・3 (略)

4 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者(令第九条第一項各号に掲げる者を除く。)(のみの指図により法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項各号に掲げる取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者(信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号及び第四号において同じ。)からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三〜五 (略)

六 投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二十八条に規定する投資信託委託業

までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を画面により交付する場合、委託者の承諾(令第八条に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

五 (略)

3 (略)

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第十九条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜七 (略)

八 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関として信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二十三条に規定する企業型記録関連連運管理機関等に対し、当該企業型記録関連連運管理機関等が同法第二十七条の通知をするために必要な情報を提供している場合

(信託財産に係る行為準則)

第二十二条 (略)

2・3 (略)

4 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者(令第九条各号に掲げる者を除く。)(のみの指図により法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項各号に掲げる取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者(信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号及び第四号において同じ。)からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三〜五 (略)

六 投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二十八条に規定する投資信託委託業

者又は同法第十七条第一項に基づき当該投資信託委託業者から委託を受けた者(令第九条各号に掲げる者を除く。)のみの指図により法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、かつ、受益者からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

(定型的信託約款の変更に係る認可の申請等)

第二十六条 信託業務を営む金融機関は、法第五条ノ三第一項の規定による定型的信託契約の約款の変更に係る認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

(定型的信託約款の変更の公告)

第二十七条 信託業務を営む金融機関が法第五条ノ三第一項の規定により行う定型的信託契約の約款の変更についての公告は、次に掲げる事項を明らかにして、定款で定めた公告方法によりしなければならない。

一〜三 (略)

(信託業務報告書等)

第三十条 信託業務を営む金融機関は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日(令第二条第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日)までの間の信託業務の状況について、別紙様式第七号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関は、事業年度ごとに、当該事業年度終了の日までの間の信託業務の状況について別紙様式第八号により信託業務報告書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

3〜5 (略)

(届出事項)

第三十一条 (略)

2〜4 (略)

5 この条の規定により届出をしようとする者(令第十五条第一項の金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。)は、本店(令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融

者又は同法第十七条第一項に基づき当該投資信託委託業者から委託を受けた者(令第九条各号に掲げる者を除く。)のみの指図により法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、かつ、受益者からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

(定型的信託約款の変更に係る認可の申請等)

第二十六条 信託業務を営む金融機関は、法第五条の三第一項の規定による定型的信託契約の約款の変更に係る認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

(定型的信託約款の変更の公告)

第二十七条 信託業務を営む金融機関が法第五条の三第一項の規定により行う定型的信託契約の約款の変更についての公告は、次に掲げる事項を明らかにして、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

一〜三 (略)

(信託業務報告書等)

第三十条 信託業務を営む金融機関は、営業年度(令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、事業年度。以下この項、次項及び次条において同じ。)開始の日から当該営業年度の九月三十日(令第二条第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日)までの間の信託業務の状況について、別紙様式第七号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関は、営業年度ごとに、当該営業年度終了の日までの間の信託業務の状況について別紙様式第八号により信託業務報告書を作成し、当該営業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

3〜5 (略)

(届出事項)

第三十一条 (略)

2〜4 (略)

5 この条の規定により届出をしようとする者(令第十六条第一項に規定する金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。)は、本店(令第二条第三号から第十五号までに掲

機関にあつては主たる事務所。第三十三条において同じ。)を管轄する財務局長又は財務支局長を経由して、金融庁長官に届け出なければならない。

(經由官庁)

第三十三条 金融機関は、第一条第一項に規定する申請書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。)内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所長とする。)を経由して提出しなければならない。ただし、令第十五条第一項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

2 (略)

ける金融機関にあつては主たる事務所。以下第三十三条において同じ。)を管轄する財務局長又は財務支局長を経由して、金融庁長官に届け出なければならない。

(經由官庁)

第三十三条 金融機関は、第一条第一項に規定する申請書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。)内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所長とする。)を経由して提出しなければならない。ただし、令第十六条第一項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

2 (略)